

学区外通学許可基準の見直しについて

①見直し案

ケース	現行基準	見直し案
A 市内転居により指定校が変更になったが、引き続き今の学校に通いたい。	【不可】 但し、中 3 小 6 は卒業まで、それ以外は学期末までは可能	【許可】 すべての学年で卒業まで許可
B 小学校で学区外通学していて、中学校進学の際、在学する小学校と接続する中学校に進学したい。	【不可】 指定校に進学	【許可】
C 「兄弟姉妹」を理由に学区外通学していて、兄（姉）が卒業した後も引き続き今の学校に通いたい。	【不可】 転校が必要	【許可】 卒業まで許可

※いずれのケースも、保護者が児童生徒の通学上の安全及び通学にかかる費用について責任を持つことを条件とする。

②現行基準

	分類	許可できる場合	対象学年	許可期限
1	最終学年	最終学年(小学校6年・中学校3年)の年度途中に転居し、通学に支障がない場合	小学校6年 中学校3年	卒業まで
2	学期途中	学期途中に転居し、通学に支障がない場合(※上記最終学年を除く)	全学年	学期末まで
3	転居予定	家屋の新・改築等及び借家等への入居等の転居予定があり、通学に支障がない場合	全学年	転居予定日まで (要確認書類)
4	留守家庭	両親共働き家庭・ひとり親家庭等のため、放課後の預け先の学区にある学校に通学する場合	小学校全学年	必要と認められる 時期まで
5	身体的理由	身体的な理由(病弱・障害等)によって、指定校に通学することに支障がある場合	全学年	必要と認められる 時期まで (要校長所見)
6	教育的配慮	精神的な理由(性格・不適應等)によって、指定校に通学することに支障がある場合	全学年	必要と認められる 時期まで (要校長所見)
7	距離的理由	教育委員会が認める町内に属していて、距離的に近い学校に通学する場合	全学年	卒業まで
8	兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が許可されている場合	全学年	兄弟姉妹の 許可期限まで
9	部活動への配慮による中学校進学	小学校在学中に1年以上部活動に取り組んできた実績があり、指定校に当該部活動がない場合 ※ただし、最寄りの中学校に限定	中学校新1年 (中学校入学時)	部活動在籍期間 中(要在籍証明)
10	その他特殊事情	その他の理由により、特に必要と認められる場合	全学年	必要と認められる 時期まで